

○鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における学位授与に係る審査等に関する細則

平成30年4月2日

共獣研細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学大学院共同獣医学研究科における学位授与に係る審査等に関する規則(平成30年共獣研規則第8号。以下「規則」という。)第19条の規定に基づき、鹿児島大学大学院共同獣医学研究科(以下「本研究科」という。)における学位の授与に係る審査(以下「学位審査」という。)等に関し必要な事項を定める。

(学位審査の申請の承認)

第2条 主指導教員は、規則第2条第2項の承認に当たっては、あらかじめ副指導教員と十分に協議するものとする。

(優れた研究業績)

第3条 規則第3条第1項第2号の優れた研究業績は、学位論文の基礎となる学術論文のうち1編以上について、学問的な価値が高く、かつ、一流欧文誌に掲載された(掲載が許可されたことを含む。)こととする。

2 前項の一流欧文誌は、Journal Citation Reportsに掲載され、かつ、Medline(PubMed)、Web of Science(Science Citation Index Expanded又はSocial Sciences Citation Indexに限る)、Scopusのいずれかに収録されている学術雑誌で、在籍期間内(学位論文申請日まで)に公開されているJournal Citation Reports(Science Citation Index Expanded)ランキング表の2,000位以内にあるものとする。

(学術論文の要件)

第4条 規則第3条第2項の審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌は、次に掲げるとおりとする。

(1) Medline(PubMed)、Web of Science(Science Citation Index Expanded又はSocial Sciences Citation Indexに限る)、Scopusのいずれかに収録されている学術雑誌

(2) 日本獣医師会雑誌

2 前項の規定にかかわらず、研究テーマの性質からその研究成果を前項各号以外の学術雑誌に投稿しなければならない場合は、あらかじめ教授会で審査の上、当該研究成果を投稿する者が学位を取得するまでの間、当該者に限り、当該学術雑誌を規則第3条第2項及び第9条第3項第2号の審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌として認めることがある。

3 第1項第1号の学術雑誌は、英語のものに限るものとし、原則として紀要は認めない。

4 規則第3条第2項の学位論文の基礎となる学術論文のうち1編以上は、第1項第1号に該当するものでなければならない。

5 規則第3条第2項の学位論文の基礎となる学術論文には、入学日前の1年間において発表したものを含むことができるものとする。

- 6 規則第9条第3項第2号の学位論文の基礎となる学術論文及びその他の学術論文のうち2編以上は、第1項第1号に該当するものでなければならない。
- 7 規則第3条第2項及び第9条第3項第2号の学位論文の基礎となる学術論文のうち共著のものは、申請者以外の共著者が、いずれの大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にも学位論文として提出していないものでなければならない。
- 8 規則第3条第2項及び第9条第3項第2号の学位論文の基礎となる学術論文は、原著論文として印刷公表したもの又はその予定であるものでなければならない。この場合において、印刷公表する予定であるものについては、その旨を証する掲載承諾書又は出版契約書を提出しなければならない。

(研究歴)

第5条 規則第9条第3項第1号の必要な研究歴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 博士課程(修士課程として取り扱われる課程を除く。)を修了した者 2年
- (2) 修士課程(博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程を含む。)を修了した者 5年
- (3) 大学(修業年限が6年であるものに限る。)を卒業した者 5年
- (4) 大学(修業年限が6年であるものを除く。)を卒業した者 7年
- (5) 前各号以外の者 教授会において決定した年数

2 規則第9条第1項第2号に該当して学位審査を申請する者について、規則第10条の所定の期日において前項の研究歴を満たさない場合で、規則第12条の所定の期日において前項の研究歴を満たす場合は、規則第10条第6号の研究歴証明書を見込みとして提出することができる。この場合において、当該要件を満たしたことを証するため、規則第12条の所定の期日までに、当該書類を再度提出しなければならない。

(資格審査)

第6条 規則第4条及び第11条の資格審査委員会の委員は4名とし、教授会において選出する。

- 2 資格審査委員会の委員長は、委員のうち、関連分野に近い者をもって充てる。ただし、研究科長は委員長になることができない。
- 3 資格審査の可否の判定は、委員による無記名投票により行い、出席委員の3分の2以上の賛成によって決する。
- 4 規則第4条第3項及び第11条第2項の報告の様式は、別記様式第1号及び第2号のとおりとする。

(学位審査委員会)

第7条 規則第15条の学位審査委員会の審査委員は、鹿児島大学及び山口大学の教員のうち、本研究科を担当する資格を有するものの中から研究科長が選出する。

- 2 次の各号に掲げる者の学位審査における主査は、原則として、当該各号に定める者をも

って充てる。

- (1) 規則第3条第1項に該当する者 当該者の主指導教員以外の主指導教員資格を有する教員
- (2) 規則第9条第1項第1号に該当する者 当該者の在学時において主指導教員であった者以外の主指導教員資格を有する教員
- (3) 規則第9条第1項第2号に該当する者 規則第10条第7号の推薦状を作成した教員

3 副査4人のうち少なくとも1人は、山口大学の教員とする。

(学位論文の審査、最終試験若しくは試験及び諮問並びに論文発表)

第8条 規則第16条第1項の公開の論文発表会は、原則として、主査が所属する大学において行うものとし、当該発表会の開催日の2週間前までに、申請者の氏名、論文題目並びに開催日時及び場所を鹿児島大学及び山口大学に公示するものとする。

2 研究科長は、学位審査の申請を受理したときは、速やかに、申請者の学位論文その他関係書類を、本研究科の担当教員が縦覧できるよう措置するものとする。

附 則

この細則は、平成30年4月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年10月13日から施行する。